

## 河川に関する工事の取扱要項

(趣旨)

第1条 宮川下流漁業協同組合（以下「組合」という。）は、流域の河川内で流路の変更及び掘削、砂利採取等による工事（以下「工事」という。）に伴い、河川濁水の発生等によって漁業に影響がある場合に、必要な事項を定めるものとする。

(届け出)

第2条 組合は、工事を施工する者（以下「業者」という。）に対して、着工前に工事計画書を提出させ、漁場及び魚族への影響と濁水の発生防止について協力を求めるものとする。

(完了報告)

第3条 業者は、河床整備（漁場造成）や組合が懸念していた工事にあつては、工事完了後、組合に報告し双方立会いによって現場を確認する。

(経費負担)

第4条 現場立会いに要した経費は、業者に負担を求めるものとする。

(協力金等)

第5条 組合は、工事によって漁業に影響が認められた場合は、業者に協力金、補償金又は魚苗の放流を求めるものとする。

2 協力金、補償金の額や魚苗の放流量は、被害程度によって理事会において決定する。

附則

この規則は平成15年3月20日から施行する。